

平成19年度

## 東京都食品衛生監視指導計画

### 実施結果 概要

## 東京都福祉保健局

この文書は、食品衛生法第24条第1項の規定に基づき定めた「平成19年度東京都食品衛生監視指導計画」の実施結果について、平成20年6月時点の速報値等を基に、概要として取りまとめたものです。実施結果の確定値については、各事業所の事業概要及び食品衛生関係事業報告において、順次公表の予定です。

なお、本文中「(全都)」とある項目は、東京都、八王子市及び特別区が連携協力して実施した事業の結果です。

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	監視指導計画の実施期間及び実施区域	1
第 3	監視指導体制及びその整備	1
1	監視指導体制	1
2	試験検査体制の整備	1
3	監視員等の育成（全都）	1
第 4	監視指導の推進	2
1	監視指導の実施規模	2
(1)	立入検査	2
(2)	収去検査	2
(3)	食品衛生法以外の関係法令に係る監視指導	3
2	重点監視指導	3
(1)	食中毒対策	4
(2)	食品製造業対策	5
(3)	輸入食品対策	5
3	違反、苦情等への対応	6
(1)	違反処理（全都）	6
(2)	苦情処理（全都）	7
(3)	事業者による自主回収（全都）	8
4	その他の監視指導	8
(1)	食品表示対策	8
(2)	健康食品対策	9
(3)	食品等の汚染実態調査	9
第 5	自主的衛生管理及び情報の提供等	10
1	自主管理の推進と事業者（人材）の育成	10
(1)	自主的衛生管理の推進	10
(2)	自主回収報告制度の周知徹底	10
(3)	事業者（人材）の育成	10
2	情報提供及び都民や事業者との意見交換	11
(1)	普及啓発	11
(2)	食中毒や違反情報等の公表	11
(3)	監視指導の実施状況の公表	11
(4)	都民・事業者とのリスクコミュニケーションの充実	11
(5)	食品の安全に関する食育	12
第 6	関係機関との連携協力	12
1	国及び道府県市との連携協力	12
2	特別区及び八王子市との連携協力	12
3	庁内連携	13

## 第1 計画策定の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第24条の規定及び食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、我が国最大の消費地である東京都の特性を踏まえた監視指導を実施するため、平成19年3月、「平成19年度東京都食品衛生監視指導計画」を策定した。

## 第2 監視指導計画の実施期間及び実施区域

### 1 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

### 2 実施区域

特別区及び八王子市を除く都内全区域

## 第3 監視指導体制及びその整備

### 1 監視指導体制

都は、食品衛生に係る事業方針の決定や企画調整機能を福祉保健局健康安全室に置き、別添のとおり食品衛生に係る専管的な組織を配し、効率的かつ効果的な監視指導を実施した。

### 2 試験検査体制の整備

#### (1) 検査精度の信頼性確保

食品検査施設における適切な検査体制の確保と、正確で迅速な検査を実施するため、健康安全研究センター精度管理室が、都の検査実施施設28ヶ所に対し、内部精度管理の確認を行った。また、第三者機関による外部精度管理は財団法人食品医薬品安全センター秦野研究所で実施した。これら内部精度管理及び外部精度管理の結果から、適切な検査が実施されていることを確認した。

さらに、精度管理室は内部点検として検査実施施設28ヶ所、収去実施施設12ヶ所等に対し日常業務の点検を行った。一部の施設の書類において、訂正印漏れ等が見られたため、これらを改善した。

#### (2) 検査法の研究開発等

指定外添加物2品目、農薬3品目、動物用医薬品1品目について、検査法の検討を行った（表1）。その結果、これらについて新たな検査法を確立した。

表1 新たな検査法の研究開発実績

検査項目	検査法開発品目
指定外添加物	フィットナジオン、メナジオン
農薬	イソウロン、ホルクロルフェニューロン、プロパホス
動物用医薬品	ノルフロキサシン

## 3 監視員等の育成（全都）

### (1) 食品技術講習会

監視員の資質の向上を図るため、疫学や食品施設における防虫管理、最近の農薬の使用実態といったテーマについて、計4回開催した。都、八王子市及び特別区の食品衛生監視員等延べ383名が参加した。

## (2) 食品衛生監視研修

監視員の職務上必要な基礎知識及び技術の習得を図るため、食中毒調査や違反処理等の食品衛生に係る事項について、演習を中心とした研修を、初級編（対象：実務経験1年未満の監視員、4日間）及び中級編（対象：実務経験2～5年の監視員、5日間）の各1回ずつ開催した。都、八王子市及び特別区の食品衛生監視員計74名が参加した。

## 第4 監視指導の推進

食品の流通状況や食中毒の発生状況等を考慮し、1年間を5期（4～5月、6～8月、9～11月、12月、1～3月）に分け、各期毎に策定した計画に基づき、以下のとおり監視指導を実施した。特に、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省の方針、過去における食中毒・違反の発生状況等を踏まえ、都と特別区・八王子市が協力して一斉監視事業を実施した。

### 1 監視指導の実施規模

#### (1) 立入検査

過去の食中毒の発生状況、違反や苦情の発生履歴等を勘案し、延べ384,663軒の食品関係営業施設に対し立入検査を実施した。

立入検査の実施の際には、営業施設の構造及び設備の状況並びに食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理、従事者の衛生管理等について監視し、必要な指導を実施した。また、食品の製造及び加工から、貯蔵、運搬、調理及び販売に至るそれぞれの段階において、各食品毎に重点監視項目を定め、監視指導を実施した。

なお、食中毒を発生させた施設に対しては、発生後の1年間は12回以上の立入検査を実施したほか、違反食品の製造施設に対して違反発見後の1年間に4回以上、苦情発生の原因施設に対して苦情発生後の1年間に3回以上の立入検査を実施した。

内訳は、以下のとおり。

#### ア 保健所による立入検査

飲食店、給食施設、スーパーマーケット等の地域の食品取扱施設、延べ152,314軒に立入検査を実施した。

#### イ 健康安全研究センターによる立入検査

大規模製造業、卸売業、卸売市場内施設（多摩地域に限る。）等の広域流通食品の取扱施設、延べ79,931軒立入検査を実施した。

#### ウ 市場衛生検査所による立入検査

築地市場、大田市場等の卸売市場内施設（特別区内に限る。）、延べ143,663軒に立入検査を実施した。

#### エ 芝浦食肉衛生検査所による立入検査

食肉市場内施設、延べ8,755軒に立入検査を実施した。

#### (2) 収去検査

過去の違反状況、食品の特性等を考慮し、別紙のとおり収去検査を実施した。100,547項目の検査を実施し、違反食品等38品目を発見した。

内訳は、以下のとおり。

ア 保健所による収去検査

飲食店、給食施設、スーパーマーケット等の地域の食品取扱施設から食品等を収去し、6,947 項目の細菌検査及び理化学検査を実施した。その結果、さつまあげ等 7 品目について法違反を発見した（なお、このうち 1 品目については、2 検査項目について違反していた。）。

イ 健康安全研究センターによる収去検査

大規模製造業、卸売業、卸売市場内施設（多摩地域に限る。）等の広域流通食品の取扱施設から食品等を収去し、51,233 項目の細菌検査及び理化学検査を実施した。その結果、表示にない甘味料を検出した酒精飲料、基準値を超える残留農薬を検出したナス等 25 品目について法違反を発見した。

ウ 市場衛生検査所による収去検査

築地市場、大田市場等の卸売市場内施設（特別区内に限る。）から食品等を収去し、39,188 項目の細菌検査及び理化学検査を実施した。その結果、生かき等 6 品目について法違反を発見した。

エ 芝浦食肉衛生検査所による収去検査

食肉市場内施設から食品を収去し、3,179 項目の残留抗菌性物質等の検査を実施した。

(3) 食品衛生法以外の関係法令に係る監視指導

ア と畜場法に係る監視指導

芝浦食肉衛生検査所において、と畜場施設等、延べ 5,851 軒に立入検査を実施したほか、牛、馬、豚、めん羊及び山羊について合計 301,280 頭のと畜検査を実施した(表 2)。

また、すべての牛（93,967 頭）について BSE 検査を実施し、いずれも陰性であった。

表 2 平成 19 年度と畜検査頭数

畜種	と畜検査頭数
牛	93,967
馬	-
豚	207,281
めん羊	-
山羊	32
合計	301,280

イ 化製場等に関する法律に係る監視指導

芝浦食肉衛生検査所等において、延べ 2,145 件の監視指導を実施した。

ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に係る監視指導

保健所等において、延べ 169 施設の食鳥処理施設に立入検査を実施した。

2 重点監視指導

東京の地域特性や食中毒及び違反の発生状況等を踏まえ、特に重点的な対策が必要な事項として、以下のとおり実施した（立入施設数、検査項目数等は、「1 監視指導の概要」の再掲）。

## (1) 食中毒対策

### ア ノロウイルス対策

平成 18 年の全国及び都の食中毒発生状況によると、ノロウイルスは、事件数及び患者数が最多の病因物質だった。都内のノロウイルス食中毒の原因施設としては、特にハイリスクグループに食事を提供する集団給食施設において、食中毒が発生しやすい傾向が見られた。

このため、高齢者福祉施設等の社会福祉施設、病院給食施設等に対する監視指導を強化した。延べ 3,277 施設に対して立入検査等を行い、ノロウイルス食中毒予防のため衛生指導等を実施するとともに、これら施設の調理従事者等を対象として、患者発生時の対応、正しい消毒方法等に関する講習会を計 1,425 回開催し、延べ 59,461 名が受講した。

### イ 食中毒発生時対応の迅速化及び危機管理体制の強化（全都）

医師からの食中毒の届出や、都民等から寄せられた 1,105 件の情報をもとに、施設及び患者の調査等を実施し、食中毒の原因究明と被害の拡大防止を図った。

八王子市及び特別区で発生したものも含め、平成 19 年度は 90 件の食中毒が発生し、患者数は 1,904 名であった（図 1）。過去 10 年間の平均（102 件、2,206 名）と比べ、事件数は減少したが患者数は増加した。病因物質別にみると、ノロウイルスとカンピロバクターによる食中毒事件数の割合が高い傾向が続いている（表 3）。原因施設が特定された 84 件の食中毒のうち家庭や模擬店などを除く 77 件については、関係営業者施設等に対し営業停止等の不利益処分を実施するとともに、その旨をホームページにおいて公表した。発生規模、重大性等を考慮し、重要度が比較的高い 15 件の食中毒については、プレス発表を実施した。

また、都は、八王子市及び特別区と合同で食品衛生監視員を対象とした研修を行った。その中で条件付与型図上シミュレーションによる危機管理訓練を行い、職員の危機管理能力の向上を図った。

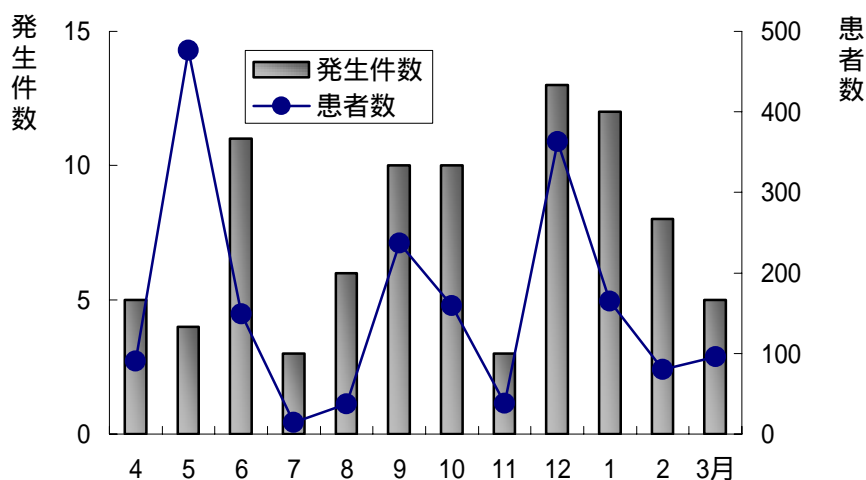


図1 月別食中毒発生状況

表3 病因物質別食中毒発生状況

病因物質	件数	患者数
ノロウイルス	31	688
カンピロバクター	23	182
サルモネラ	8	90
腸管出血性大腸菌	7	491
黄色ブドウ球菌	6	56
その他の細菌	9	348
化学物質（ヒスタミン）	2	32
自然毒（動物性）	1	1
自然毒（植物性）	1	2
その他	1	1
不明	1	13
合計	90	1,904

#### ウ 保菌者検索事業の実施

食中毒菌の保有状況を明らかにし、食中毒の発生動向を把握するため、飲食店等の調理従事者 55,972 名を対象に検便を実施し、24 名から O157 を、32 名からサルモネラを検出した。この結果は関係機関へ情報提供するなど、食中毒の発生防止対策等に活用した。

なお、無症状病原体保有者に対しては、医療機関への受診を勧めるなど、感染が拡大することのないよう、適切に指導した。

#### (2) 食品製造業対策

平成 19 年 1 月に、大手菓子製造業者による期限切れ原材料の使用、衛生管理に係る社内マニュアルの不徹底等が発覚して以来、食品製造業者全体に対する消費者の不信感が高まっている。

このため、食品製造業者に対する監視指導を強化することとした。延べ 11,503 施設に立入検査を行い、各製造工程における衛生管理の徹底を指導するとともに、衛生管理に係る社内マニュアルの整備又は履行を指導した。

さらに、社内マニュアルが整備され、確実に履行されている等一定以上の衛生管理が実施されている食品製造施設に対しては、食品衛生自主管理認証制度に基づく認証取得を促し、46 施設が認証を取得した。

#### (3) 輸入食品対策

食品輸入業施設、卸売市場等の流通拠点を中心に、輸入食品の監視指導を重点的に実施した。

##### ア 残留農薬・動物用医薬品に対する監視指導及び検査の拡充

###### (ア) 輸入農産物等の残留農薬等検査

生産国における農薬等の使用状況、検疫所において発見された違反事例等を勘案しながら、輸入農産物について 9,594 項目の残留農薬検査、輸入畜水産物について 4,006 項目の動物用医薬品検査を実施した。

その結果、2 品目から基準を超える農薬等を検出した。

###### (イ) 検査項目の拡充

第3の2(2)のとおり、農薬3品目について検査法の検討を行い、これらについて新たな検査法を確立した。

#### イ 遺伝子組換え食品に対する監視指導

都内に流通する輸入とうもろこし、パパイヤ等について、安全性未審査の遺伝子組換え体の検査を95品目実施した。その結果、いずれも検出しなかった。また、143品目の食品について、表示が適切に行われているかどうかの確認検査を実施した。その結果、22品目から安全性審査済遺伝子組換え食品の遺伝子を検出したが、すべて5%以下であった。分別管理も適正に行われており、法律上問題がなかった。

#### ウ 指定外添加物に対する監視指導

都が実施した検査において、指定外添加物を検出する事例はなかった。

また、第3の2(2)のとおり、指定外添加物2品目について検査法の検討を行い、これらについて新たな検査法を確立した。

#### エ 農産物の放射能検査

放射能の影響が懸念される産地で生産された農産物等について、放射能検査を706品目実施した。

その結果、放射能を検出する事例はなかった。

#### オ 緊急対策

##### (ア) 輸入食品に関する緊急対策

平成19年夏以降、輸入食品の安全性に関する不安感が消費者の間に急速に広まった。

このため、緊急的に輸入食品118品目(1,719項目)を収去し、微生物検査及び理化学検査を実施した。

その結果、表示違反を5品目発見したが、輸出国に起因する法違反は発見されなかった。

##### (イ) 輸入冷凍食品の残留農薬検査

平成20年1月、中国産冷凍食品に混入したメタミドホスによる薬物中毒事案が発生し、輸入冷凍食品に対する消費者の不安感が高まった。

このため、緊急的に都内に流通する冷凍加工食品計120品目を収去し、有機リン系農薬として使用される薬物に関する検査を実施した。

その結果、いずれの食品からも薬物は検出されなかった。

#### カ 輸入食品関係事業者衛生講習会

平成19年8月27日、輸入食品関係事業者衛生講習会を開催し、771名が受講した。詳細については、第5の1(3)イのとおり。

### 3 違反、苦情等への対応

#### (1) 違反処理(全都)

都、都内各市区、他道府県市及び厚生労働省が発見した計448件の法違反食品等について、それぞれ以下のとおり処理した。内訳は図2のとおりであり、表示の割合が最も高かった。

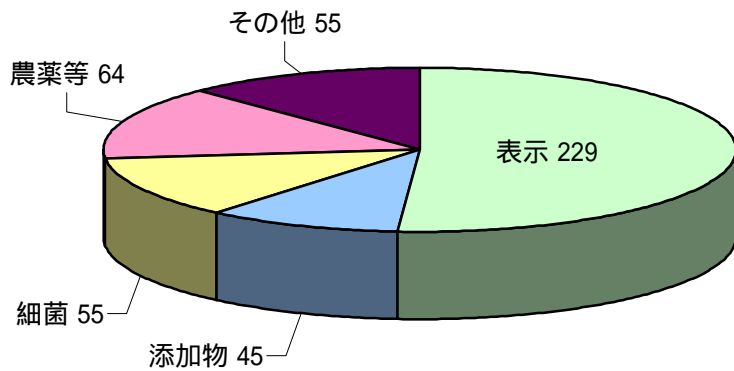


図2 違反内訳(総数448件)

ア 都内に流通する食品等の違反

当該違反食品等について販売中止、回収指示等の排除措置を実施するとともに、当該食品等の製造者又は輸入者を所管する自治体へ通報した。

イ 都内製造者又は輸入者の取扱食品等の違反

当該違反食品等について回収指示等の排除措置を実施するとともに、当該違反事業者の原因究明を実施させ、再発防止を図った。

なお、イに該当する違反のうち、法に基づく成分規格に抵触するものなど計 18 件については、違反品の排除をより確実に実施させるため、販売禁止など法に基づく不利益処分を実施した。

(2) 苦情処理(全都)

都、都内各市区及び他道府県市並びに厚生労働省、農林水産省等に寄せられた苦情計 922 件(有症苦情を除く。)について、それぞれ以下のとおり処理した。内訳は図 3 のとおりであり、異物混入の割合が最も高かった。

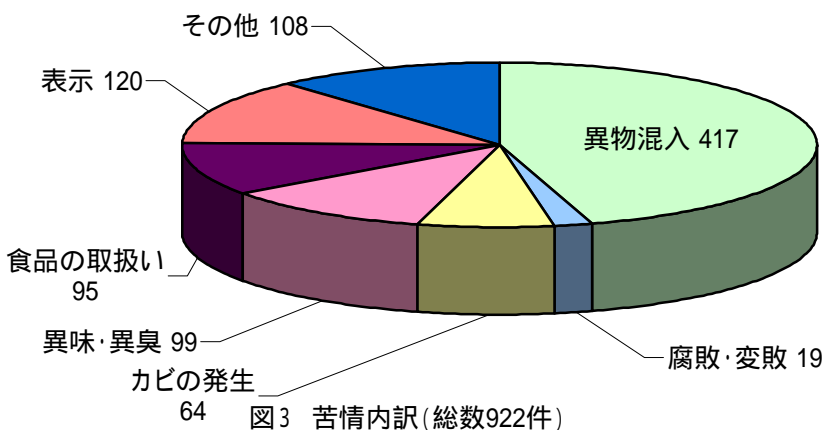


図3 苦情内訳(総数922件)

ア 都内に流通する食品等に関する苦情

当該苦情食品等について、流通過程、製造所等の調査を実施し、その結果及び原因に応じた改善指導を実施した。

なお、製造所が都内にない場合は、当該製造所又は輸入者を所管する自治体へ調査を依

頼した。

イ 都内事業者（飲食店営業者、食品販売業者等）に関する苦情

当該事業者について食品の取扱状況等に関する調査を実施し、その結果及び原因に応じた改善指導を実施した。

(3) 事業者による自主回収（全都）

事業者自らが発見した法違反又は法違反以外の不適切な食品等について、計 534 件の自主回収実施の届出があり、それぞれ以下のとおり処理した。

ア 自主回収報告制度に基づく届出

当該食品等の迅速な回収、原因究明による再発防止等を指導した。また、当該回収の情報をホームページ上で公表し、都民に対し広く注意を喚起するとともに、関係自治体へ情報提供した。

なお、処理件数は 223 件であり、特定原材料表示の不備によるものが最も多かった（図 4）。

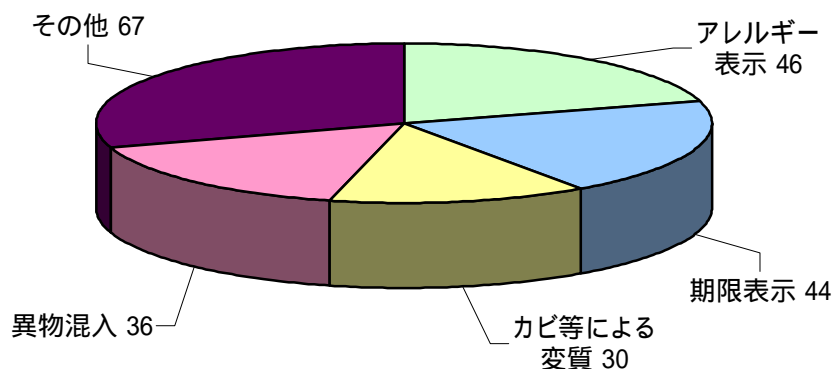


図4 自主回収報告制度による報告理由内訳(総数223件)

イ 自主回収報告制度に基づかない任意の届出

当該食品等の迅速な回収など、回収実施の事由に応じた指導を実施した。また、関係自治体へ情報提供した。

なお、処理件数は 311 件だった。

4 その他の監視指導

(1) 食品表示対策

ア 食品衛生法に基づく表示監視

食品衛生法に基づく表示について、645,839 件の表示検査を実施し、2,652 件の表示違反（不適正表示を含む。）を発見した。表示違反となった食品については、表示を適正化した後に販売するよう指導するとともに、当該違反食品の製造所を所管する自治体へ情報提供した。

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく表示監視

JAS 法に基づく表示について、140,378 件の表示検査を実施し、1,245 件の表示違反を発見した。表示違反となった食品については、表示を適正化した後に販売するよう指導した。

品種品名等に関する不適正表示食品を排除するため、袋詰米穀 200 件、生鮮牛肉 50 件について、それぞれ遺伝子検査及び容器・包装の表示調査を実施し、26 件（遺伝子検査により米穀 10 件、容器・包装の表示調査により生鮮牛肉 16 件）の不適正表示を発見した。これらについては、文書による指導のほか、国への情報提供を行った。

また、平成 19 年 8 月、国内で加工された食肉加工品において肉種に関する偽装表示が発覚し、大きく報道されるなど社会問題となった。このため、肉種に関する不適正表示食品を排除するため、21 件の鑑別試験を実施したが、不適正なものは発見されなかった。

#### ウ 食品の適正表示推進者育成講習会

平成 19 年 7 月 20 日及び平成 20 年 2 月 7 日、食品の適正表示推進者育成講習会を開催し、延べ 822 名が受講した。また、平成 19 年 10 月 10 日、フォローアップ講習会を開催し、523 名が受講した。

詳細については、第 5 の 1(3)ウのとおり。

### (2) 健康食品対策

#### ア 事業者に対する監視指導

延べ 25 軒の健康食品の製造業者に立ち入り、食品の衛生的な取扱いについて監視指導を行うほか、必要な情報提供を行った。

#### イ 健康食品に関する情報収集とその分析

健康食品に関する健康被害や安全情報を積極的に収集し、これらに対する解析を行った。こうして収集・分析したデータは、医療機関にフィードバックした。また、健康食品取扱事業者講習会やホームページを通じて事業者や都民に情報提供した。

#### ウ 事業者、都民に対する普及啓発・情報提供

##### (ア) 健康食品取扱事業者講習会の開催

平成 19 年 12 月 18 日、健康食品取扱事業者講習会を開催し、980 名が受講した。詳細については、第 5 の 1(3)エのとおり。

##### (イ) 都民に対する普及啓発・情報提供

都民が健康食品を適切に利用するための情報として、原材料、摂取方法等の製品情報を掲載した「健康食品データベース」をホームページ上に開設した。また、消費者向けパンフレットなどを活用し、健康食品に関する正しい情報の提供に努めた。

### (3) 食品等の汚染実態調査

食品等の汚染実態調査として以下の調査を実施した。

#### ア 水銀、カドミウム等有害化学物質汚染実態調査

中央卸売市場に流通する魚介類及び市販の各種食品について、水銀、PCB 等による汚染実態を把握するため、各種有害化学物質汚染実態調査を実施した（表 4）。その結果、特に問題となる値を検出した検体はなかった。

また、玄米について、カドミウムの検査を 185 品目実施したが、基準値を超えた検体はなかった。

表 4 平成 19 年度に実施した各種有害化学物質汚染実態調査

テーマ	実施内容
魚介類等の水銀汚染実態調査	中央卸売市場に流通する魚介類及び市販の各種食品について、水銀の検査を 441 項目実施した。
食品等の PCB 汚染調査	中央卸売市場に流通する魚介類、各種市販食品、食肉、容器包装等について、PCB の検査を 463 項目実施した。
魚介類のビストリブチルスズオキシド (TBTO) 等汚染調査	中央卸売市場に流通する魚類について、TBTO 等の検査を 576 項目実施した。
東京湾産魚介類等の化学物質汚染調査	東京湾産ボラ、スズキ等について、ダイオキシン類、PCB、TBTO 等の検査を 867 項目実施した。

#### イ 食品からの化学物質等暴露量推計調査

都内に流通する食品をもとに、都民の一日の食事摂取量に基づいたモデル試料を作成し、14 種類の食品群ごとにダイオキシン類、PCB、重金属 3 項目（水銀、カドミウム、鉛）及び食品添加物 6 項目（保存料及び甘味料）について検査を実施し、暴露量の推計を行った。

今回の調査結果については、今後、東京都環境保健対策専門委員会化学物質保健対策分科会において審議を行う予定。

### 第 5 自主的衛生管理及び情報の提供等

#### 1 自主管理の推進と事業者（人材）の育成

##### (1) 自主的衛生管理の推進

###### ア 講習会の実施

第 5 の 1(3) 各項の講習会において、自主的衛生管理に関する内容も実施した。自主的衛生管理に関する内容を含む講習会は、539 回開催し、のべ 24,838 名が受講した。

###### イ 食品衛生自主管理認証制度

認証取得に向けた支援として、事業者団体への説明会等を 31 回、マニュアル作成セミナーを 5 回開催した。また、各種広報媒体を積極的に活用し、制度の普及拡大に努めた。

この結果、平成 20 年 3 月 31 日までに、239 施設が認証取得施設となった。

##### (2) 自主回収報告制度の周知徹底

各保健所で実施する衛生講習会や食品輸入業者衛生講習会、食品関係流通業者衛生講習会等、各講習会において自主回収報告制度に関する説明を行い、制度の普及啓発に努めた。

##### (3) 事業者（人材）の育成

食品衛生に係る関係者の資質の向上を図るために実施した、各講習会の開催状況は以下のとおり。

###### ア 業種別講習会

各保健所等において、飲食店や製造業、集団給食施設等さまざまな事業者に対して業種別講習会を実施した。平成 19 年度は計 205 回実施し、参加者は 9,373 名であった。

###### イ 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、平成 19 年 8 月 27 日、輸入食品関係事業者衛生講習会を実施し、「食品安全に関する中国政府の対応」、「輸入食品の安全性確保に関する厚生労働省の対応について」ほかの内容で情報提供を行った。参加者は 771 名であった。

#### ウ 食品の適正表示推進者育成講習会

食品の表示に関する事業者の自主的な取組みを支援し、適正な表示を推進する人材を育成するため、適正表示推進者育成講習会を2回、フォローアップ講習会を1回実施し、食品表示の最新情報等について情報提供を行った。参加者は延べ1,345名であった。

#### エ 健康食品取扱事業者講習会の開催

健康食品の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所轄する部署が連携し、「健康食品」を扱う事業者を対象とした講習会を実施した。参加者は980名であった。

### 2 情報提供及び都民や事業者との意見交換

#### (1) 普及啓発

都民・消費者に対する普及啓発として、以下のとおり実施した。

##### ア ホームページによる情報提供

都が行っている食品の安全確保に関する取組み等の最新情報を、随時ホームページに掲載し、様々な情報提供や普及啓発を行った。

平成19年度は7,194,005件のアクセスがあった。

##### イ パンフレット等による情報提供

「お肉の生食や加熱不足にご注意!」、「身近にある有毒植物」などリーフレットやパンフレット、ポスターを計53万6千部作成した。

これらは、保健所の窓口などで配布するとともに、講習会の教材としても活用した。

##### ウ 講習会の実施

消費者等に対し、保健所等の事業所を中心に計54回の衛生講習会を実施し、2,071名の参加者に対し、食品衛生に関するさまざまな情報提供や普及啓発を行った。

#### (2) 食中毒や違反情報等の公表

食中毒や違反食品の情報、自主回収報告制度に基づく食品等の回収情報はホームページで公表した。また、大規模又は重大な食中毒関係情報については、報道機関に対し迅速に情報提供を行った。

#### (3) 監視指導の実施状況の公表

夏期及び歳末一斉監視については、実施結果の速報値をとりまとめ、報道機関に情報提供するとともに、食品監視課ホームページに掲載した。

また、各事業の最終的な実施結果については、各事業所が発行する事業概要や食品衛生関係事業報告に掲載する。

#### (4) 都民・事業者とのリスクコミュニケーションの充実

都民、事業者、行政等が相互理解を深めることを目的として、「食の安全都民フォーラム」及び「食品安全ネットフォーラム」を開催した。テーマと開催状況は以下のとおり。

##### ア 食の安全都民フォーラム

「身近で起きてる食中毒～あなたの常識...、非常識?!～」及び「食の安全調査隊」の活動報告と意見交換会」をテーマに2回開催し、計280名が参加した。また、公募都民が食の安全について少人数で意見交換を行う「食の安全都民フォーラム 食の安全調査隊」のグループ活動を2回開催し、のべ58名が参加した。

## イ 食品安全ネットフォーラム

「食の安全調査隊 あなたが食の安全で気になることはなんですか？」をテーマに、インターネットを通じて意見を収集し、58件の投稿があった。

## (5) 食品の安全に関する食育

### ア 食の安全に関する食育の推進

食育基本法及び東京都食育推進計画に基づき、総合的な食育の取組みの一環として、都内で開催された食育に関するイベントに参加し、食品の安全に関する普及啓発や情報提供を実施した。

### イ ホームページによる情報提供

ホームページを活用し、食中毒の予防法や食品表示に関する情報を提供した。さらに、ホームページ上の「たべもの安全情報館」を充実させ、食品安全に関する情報をわかりやすく提供した。

## 第6 関係機関との連携協力

複数の自治体にわたって広域に流通している食品に起因したり、自治体の区域を超えて広域に食中毒患者が発生する場合に備え、これらの状況において的確に調査を実施し、健康危害の発生を最小限に止めるため、以下のとおり関係機関と連携協力を行った。

### 1 国及び道府県市との連携協力

#### (1) 食中毒事故発生時対応等

食中毒や違反食品等の発生時には、厚生労働省や関係道府県市と協力し、被害の拡大防止や原因の究明、違反食品の速やかな排除に努めた。

また、食中毒の発生を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限に止めるため、住民の経済活動や人的交流の点で緊密な関係にある首都圏自治体間において設置している「首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会」を、平成20年2月5日に開催した。本連絡会では平成20年1月に発生した中国産冷凍餃子事件等について、情報交換を行った。

#### (2) その他の関係機関との連携協力

総合衛生管理製造過程承認施設に対し、厚生労働省関東信越厚生局と10回の合同監視指導（施設のウォークスルー及び記録文書の確認等）を実施した。

また、JAS法の関連業務では、米穀の袋詰表示、水産物や青果物の産地表示等について、農林水産省関東農政局と18回の合同立入調査を実施した。

### 2 特別区及び八王子市との連携協力

#### (1) 食中毒事故発生時対応

食中毒や違反食品等の発生時には、関係施設を所管する特別区又は八王子市と協力し、被害の拡大防止や原因の究明、違反食品の速やかな排除に努めた。

#### (2) 広域監視

広域流通食品対策として大規模な食品製造業や食品卸売業等の食品流通拠点（販売業）、倉庫業、輸入業等に対し立入り、5,216品目の収去検査及び399,285件の表示検査を実施した。

(3) 緊急監視

平成 19 年度は実施しなかった。

(4) 都市区一斉監視（全都）

夏期（6～8 月）及び歳末期（12 月）において、東京都、八王子市及び特別区が連携して食品衛生監視指導を実施した。

ア 夏期一斉監視

都、八王子市及び特別区は食品の製造業、飲食業等延べ 179,359 軒に立入り、監視指導を実施した。また、26,804 品目の食品等について細菌検査及び理化学検査を実施し、672 件の違反食品等を発見した。

イ 歳末一斉監視

都、八王子市及び特別区は都内の飲食店や製造業等の食品関係施設延べ 80,499 軒に立ち入り、監視指導を行った。また、12,229 品目の食品等について細菌検査及び理化学検査を実施し、141 件の違反食品等を発見した。

3 庁内連携

食品の安全確保に係る情報交換及び連絡調整を行い、庁内における連携協力を図るため、福祉保健局、生活文化スポーツ局、産業労働局、環境局、中央卸売市場の庁内 5 局で構成される、「食品安全対策推進調整会議幹事会」、「緊急連絡会議」及び「BSE 対策連絡部会」を以下のとおり開催した。

(1) 食品安全対策推進調整会議幹事会

平成 19 年度は 4 回開催し、食品安全条例に基づく食品安全推進計画戦略プランの進捗状況や、食品の原料原産地表示について検討を行った。

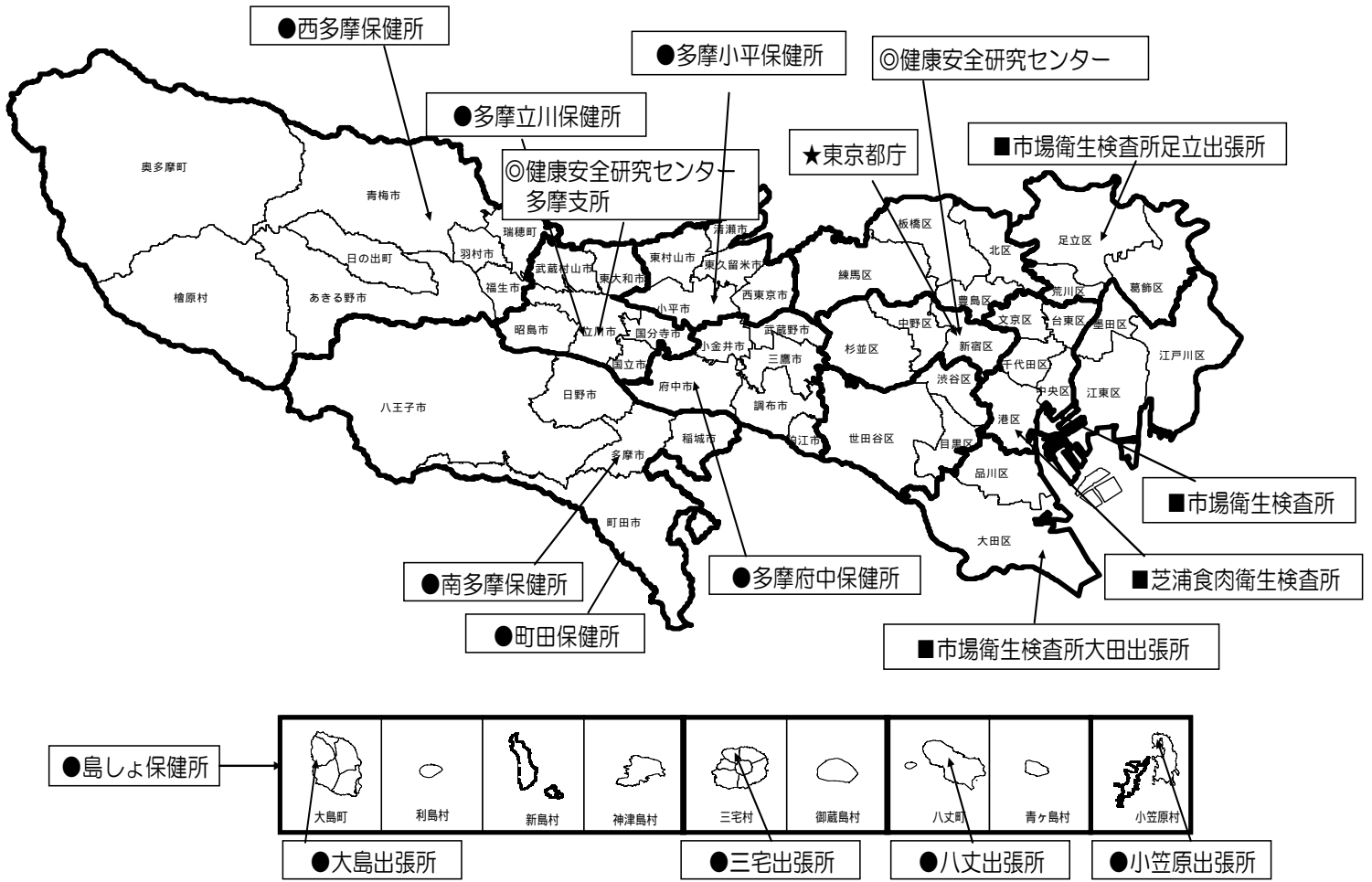
(2) 緊急連絡会議

平成 20 年 1 月の輸入冷凍餃子による健康被害の発生を受け、平成 20 年 2 月に 2 回開催し、事件の概要や各局の対応状況について情報を共有化し、各局の連携を図った。

(3) BSE（牛海綿状脳症）対策連絡部会

平成 19 年度は 2 回開催し、BSE 対策の現状等について協議を行った。

# 東京都の食品衛生に係る組織配置図



1 連絡調整業務を行う組織

★福祉保健局健康安全室（各関係機関との連絡調整）

2 広域的な監視指導を行う組織

◎ 健康安全研究センター

（特別区内の大規模製造施設及び卸売業並びに都内全域の輸入業・倉庫業の監視指導）

◎ 健康安全研究センター多摩支所

（多摩地域の大規模製造施設、卸売市場及び卸売業の監視指導並びに都内全域の総合衛生管理製造過程承認施設等の監視指導）

3 流通拠点の監視指導を行う組織

■市場衛生検査所（特別区内の卸売市場における監視指導）

■芝浦食肉衛生検査所（と畜場及び食肉市場における監視指導）

4 地域的な監視指導を行う組織

●各保健所（多摩地域（八王子市を除く。）及び島しょ地域の地域的な監視指導）

## 平成19年度 検査実施項目数(東京都食品衛生監視指導計画実施結果概要)

		検査項目数 (違反の再掲)	合計 (違反の再掲)
魚介類及びその加工品	微生物検査	14,964 ( 5 )	25,314 ( 8 )
	抗菌性物質等	1,580	
	上記以外の理化学検査	8,770 ( 3 )	
肉・卵類及びその加工品	微生物検査	4,229	14,335 ( 4 )
	抗菌性物質等	7,093	
	上記以外の理化学検査	3,013 ( 4 )	
乳・乳類等	微生物検査	1,044 ( 3 )	3,402 ( 3 )
	抗菌性物質等	245	
	上記以外の理化学検査	2,113	
農産物及びその加工品	微生物検査	3,727	28,390 ( 9 )
	遺伝子組換え食品の検査	238	
	残留農薬	15,990 ( 2 )	
	上記以外の理化学検査	8,435 ( 7 )	
飲料・氷雪・水	微生物検査	813	3,713 ( 1 )
	理化学検査	2,900 ( 1 )	
その他の食品	微生物検査	10,097 ( 1 )	24,610 ( 13 )
	理化学検査	14,513 ( 12 )	
添加物・器具及び容器包装・おもちゃ	微生物検査	37	783 ( 1 )
	理化学検査	746 ( 1 )	
合 計			100,547 ( 39 )

カッコ内の数値は違反の再掲  
 抗菌性物質等・抗生物質、合成抗菌剤、駆虫薬等の動物用医薬品

## と畜場法に基づく検査数

検査名	検査数
と畜検査	301,280
( B S E 検査【牛】 )	93,967
精密検査	22,826

## その他の検査(ふき取り検査等)

検査名	検査項目数
微生物検査	72,292
理化学検査	843
合 計	73,135